



新...  
判是向後...  
寶正七年九月 日  
神主有茂親

大神宮政所 補任

小山郷呂師并四采郷小使藏

等事

左衛門大郎所

右彼兩藏者相續領堂之上者  
向後不可有相違者也然者早  
弼内且兼知敢以勿違共故  
下知之状如件

寶正七年二月 日

神主有茂親

と...  
と...  
と...  
と...  
と...

